



めぐろ青色申告会
ホームページ

会報 No.410 令和6年1月1日(月) 発行

めぐろ青色

発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03 (3713) 1141(代) FAX:03 (3713) 1185
HP:www.meguro-airo-forum.com

理事長新年挨拶



橋本 良子 理事長

新年あけましておめでとう
ございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症対策の規制が緩和され、少しずつ動き始めた日常に戸惑いながらも、役員をはじめ、会員の皆様のご協力により一歩前進したことを感じました。

そして令和6年。辰年とは、今まで学んできたことが完成する年と言われています。さまざまな願いを叶えてくれる年です。

昭和39年「東京オリムピック」が開催され、「東海道新幹線」が開通、昭和63年には「青函トンネル」、「瀬戸大橋」、「東京ドーム」などの大型建造物が竣工し、平成24年「東京スカイツリー」が開業しました。

「iPS細胞」の発見がノーベル生理学・医学賞を受賞したのもこの辰年です。

新しい時代への転機となる出来事が多く起こりました。

甲辰(きのえたつ)は「成功という芽が成長していき、姿を整えていく」年だと言われています。天高くのぼる竜に守られる辰年は、会員の皆様とともに新しい時代への新たな一歩を踏み出し、未来への形を作っていくと願っています。

歴史を引き継ぎ、

次の世代へ

私たち役員がやらなければいけない大きな課題が後世への引き継ぎです。これまで先輩方が積み重ねてきたたくさんの方の歴史と青色申告端緒の地としての誇りを守りながら、時代に合った新しい事を取り入れ、次の世代に託していきたいと思えます。

例えば、個人事業主のためのアプリ開発、不動産賃貸管理者の困った…の解決や研修

会の開催、事業所得者同士のマッチングなど、SNS時代の今だからこそそのアプローチの方法を計画しています。

これは便利、助かった!と思っただけの活動を広げていきたいと思っています。

今までにない新しい取り組みと、古き良き伝統の「会員ファーストの精神」を次の世代、そのまた次の世代へと、丁寧に渡していけるよう努めて参ります。

インボイスで

困っている方へ

そして、昨年10月1日からスタートしたインボイス制度。帳簿のつけ方が難しくなり、困っている方も多いと思います。登録が開始されてからもインボイスに関する電話での質問や個別での相談などのサポートを希望する方の予約が絶えなかったようです。

今年は消費税サポートの日数を増やして対応していきます。個人・決算サポート同様、経済環境が変化している中で、

新しい税制による影響や機会を正確に把握し、初めての確定申告、初めてのインボイスを不安に感じている方々が少しでも安心できるような環境づくりに取り組んでまいります。

皆様方の新しい1年が、より多くの笑顔と共に満ち溢れることを役員一同、心よりお祈りいたします。

主な内容

- P1 理事長新年挨拶
- P2 新年のご挨拶
- P3 受彰者の皆様 他
- P4 会員増強運動 他



2024/JANUARY

ネモフィラ「めぐろ青色申告会の花」



目黒税務署
橋本 盛夫 署長

明けましておめでとうございませう。

一般財団法人めぐろ青色申告会の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、橋本理事長をはじめ役員、会員並びに事務局の皆様方には、税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、間もなく令和5年

分の確定申告の時期を迎えます。本年も「ベルサール渋谷ファースト」に申告書作成会場を開設いたしますが、同会場に設置する「青色コーナー」では、連年、めぐろ青色申告会の皆様方に、青色申告の一層の普及、記帳水準の向上など多大なご支援とご協力をいただいておりますと、改めて感謝申し上げますとともに、本年も引き続きご支援をいただきますようお願いいたします。

また、昨年10月からインボイス制度が開始され、本年はインボイス制度導入後初めての確定申告となります。私どもといたしましては、今後も新たに課税事業者となる方やインボイス登録申請を検討されている方への、寄り添った対応を実施して参りますので、貴会におかれましては、引き続き、制度の周知・広報などにご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。



目黒区
青木 英二 区長

新年のご挨拶

結びに当たりまして、一般財団法人めぐろ青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしましたして、新年のご挨拶とさせていただきます。

明けましておめでとうございませう。めぐろ青色申告会の皆様には、健やかに新年をお迎えになられましたこととお慶び申し上げます。

旧年中は、税務行政をはじめ区政全般にわたりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、不安定な世界情勢を背景とする物価高騰な

どの状況の下、区は臨時給付金や融資支援金の支給、ワクチン接種事業などに取組みました。今後も、区民の生活をしっかりと支えてまいります。

一方、税務行政では、こ目黒が「青色申告端緒の地」であるという意義を十分認識し、引き続き貴会との連携を深めていきたいと考えております。

本年が皆様方にとって実り多き年でありませうよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



東京都目黒都税事務所
岡本 晃治 所長

健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

橋本理事長並びに会員の皆様には、日頃より東京都の税務行政に多大なご支援・ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。青色申告端緒の地の誇り高き貴会の活動に、長年にわたり熱心に取り組まれてきた皆様には、改めて敬意と感謝の意を表します。

目黒都税事務所は、本年も公平かつ適正な賦課徴収と納税者サービスの向上、税務行政の構造改革に全力で取り組んで参ります。特に、納税者の利便性向上、社会全体の生産性向上につながるキャッシュレス納税の取組を強化します。引き続き、ご支援・ご協力のほどよろしくお願い致します。

結びに、貴会並びに会員の皆様の方々のご発展、ご健勝を、心よりお祈り申し上げます。



会員のための
無料相談

要ご予約

ご予約・お問い合わせ

☎ (3713) 1141

会場

目黒青色申告会館

土曜の

特別サポート日

(9時～11時15分)

1月13日

1月20日

*10時受付終了

*変更となる場合はホームページで

お知らせします

決算・個人サポート

完全予約制です

1月23日(火)～

3月8日(金)

消費税・個人サポート

完全予約制です

3月13日(水)～

4月1日(月)

土地、建物等の

売却があった方

税務署等へ事前に

相談し、「譲渡所得

の内訳書」を作成

の上決算サポート

を受講してください。

決算・個人サポーター期間中、本財団の駐車場は利用できません

公共交通機関等ご利用ください



〈表彰式の様子〉



イバノヒトシ 石橋 仁之 様
(本財団理事 第9支部長・碑文谷5丁目)

団体の活動を通じて納税道義の高揚に功績のあった方々が表彰されました。(順不同)

目黒税務署長表彰



11月14日(火)午後4時より、目黒区中小企業センターホール(区民センターホール)にて、納税表彰式が開催されました。

令和5年度
納税表彰式

受彰者の皆様
おめでとうございます

本財団より目黒税務署長表彰2名、目黒税務署長感謝状3名が受彰されました。

- 団体の活動を通じて税務行政の円滑な運営に功績のあった方々が表彰されました。(順不同)
- 嶋本 京子様 (第2支部副支部長・上目黒4丁目)
 - 沢野 清様 (第3支部班長・中目黒3丁目)
 - 長沼 武三郎様 (第13支部相談役・緑が丘1丁目)



〈表彰式の様子〉



カツヤマ ヨシノリ 勝山 義晴 様
(第10支部班長・洗足2丁目)

令和6年4月1日施行 相続登記の申請が義務化されます

【相続が生じた場合の所有権移転登記の申請が義務付けられます】

1. 相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
2. 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。
3. (1)と(2)のいずれについても、正当な理由(※)なく義務に違反した場合は10万円以下の過料(行政上のペナルティ)の適用対象となります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。

(※) 相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースなど。

登記申請はお早めに

詳しい内容は 法務局ホームページをご覧ください



【会場の様子】

参加者からは、「家族で話し合うきっかけになった」「学んだことを子供達と共有したい」などの声が寄せられました。

11月10日から3日間、目黒青色申告会館にて相続税研修会を開催しました。本財団相続税担当の菅野将税理士と田中浩太郎税理士を講師に迎え、人数制限した中、132名が参加し、相続税のしくみ、財産の評価、生前贈与など相続税の基礎を学びました。

132名参加!!

相続税研修会

決算・個人サポーター期間の相続税事前相談 始めます

例年、この期間の相続相談は行っていないでしたが、本財団顧問税理士の村上明雄氏のご協力により、決算期でも事前相談の予約が可能になりました。ご相談希望者は、事務局までご連絡ください。また、今後は、オンライン研修会や相続税の関係書類やテキストをまとめた「相続税キット(仮)」の作成など、新しい取り組みを検討しております。相続が発生した場合も、ご相談ください。



確定申告に必要な控除証明書等の問い合わせ先

控除証明書等は既に加入者宛に届いているものもあります。見当たらない場合は下記へご連絡ください。

【問い合わせ先】

1. 小規模企業共済(中小企業基盤整備機構)
 - ① プッシュホン電話による自動発送サービス **042-567-3308**
 - ② **050-5541-7171** (繋がりにくいです)
 - ③ 中小企業基盤整備機構HPより発行手続き

※以下は 目黒区在住の方

2. 国民年金保険料 目黒年金事務所 **3770-6421**
3. 国民健康保険料 国保年金課収納係 **5722-9610**
4. 後期高齢者医療保険料 国保年金課後期高齢者医療係 **5722-9838**
5. 介護保険料 介護保険課介護保険資格・保険料係 **5722-9845**

voice インボイス説明会に参加された会員さんの声をご紹介します

「インボイスという言葉が出始めたころから、毎年のように説明会に参加してきました。登録の対象なのか…から始まり、取引先へのアプローチ方法や実務的な処理まで、回を追うごとに理解できるようになっていきました。今では取引先との会話はもちろん、よくわからないという同業の大家さんに簡単な説明ができるまでになりました。2,3年前の私だったら、考えられないです!」

〈匿名女性、鷹番2丁目、不動産貸付、会在籍年数10年〉

まさに「継続は力なり」ですね。本財団としても、続けていかなければいけない活動だとあらためて実感いたしました。貴重なご意見ありがとうございました。

班長さんへ 入院したなどで配布ができない場合は、必ず事務局までご連絡をお願いいたします

「青色申告普及・ 会員増強運動」報告

今年の会員増強運動・紹介キャンペーンは10月1日から12月6日の報告会まで、役員の皆様方にご協力いただき終了致しました。

約3年間、新型コロナウイルスの影響で、自粛せざるを得なかった支部の役員会や懇談会などの活動も再開し、久しぶりに顔を合わせた、情報交換が出来た、という声がかれました。

オリジナルポスターで広報活動

本財団初の試みとして、オリジナルポスターチラシを作成。非会員宅へのポスティングに活用し、目黒区民まつり、目黒区商工まつりなどでも配布しました。

期間中の入会者74名

昨年の実績(38名)を上回る74名の入会者数となりました。コロナが明け、まだまだ手探りの状況下でも、諦めることなく、最後まで前進していた



いただいた皆様、ありがとうございました。

努力賞は第13支部

入会目標10名に達成した支部はありませんでしたが、期間中6名の入会者を獲得した第13支部に努力賞が贈られました。



第13支部 杉村支部長(左)と 橋本理事長(右)

感謝の報告会

12月6日(水)、橋本税務署長をはじめ目黒税務署より幹部4名にご臨席をいただき、本財団役員や入会獲得のあった支部役員を合わせた42名で報告会を行いました。

本部役員、支部役員の皆様、そして、日頃から説明会参加者への会紹介などを心がけていただいている目黒税務署の方々に感謝を伝える報告会となりました。

キャンペーンは終了しましたが、引き続き新しい会員のご紹介をお願いいたします。



【報告会の様子】

フリーランスも 労災保険に入れる!

企業などに属さず個人で仕事を請け負って働くフリーランスも、労災保険に加入していれば就労中にケガなどをしたときに労災給付を受けることができますが、現状の制度では労災加入できるのは一部の業種のみ。

厚生労働省は2024年秋までの施行を目指し、昨年の11月20日の審議会での業

電子帳簿保存法の 完全義務化ってなに?

電子帳簿保存法とは、税法上保存が必要な帳簿・書類を紙ではなく、電子データで保存する制度をいいます。①「電子帳簿等保存」、②「スキヤナ保存」、③「電子取引データ保存」の3つの柱があり、このうち③は義務規定ですが①、②は希望者のみが行う任意規定です。気になっている方は、

まず③への対応から始められるのが良いのではないのでしょうか。制度に関する詳細は左記の国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁
ホームページ
「電子帳簿等保存
制度特設サイト」

✓種のフリーランスでも労災加入できるようにする方針を示しました。

実現すれば、あらゆるフリーランスが安心して働ける環境が整備されることとなります。現在、加入できる業種は? など気になる方は、左記の厚生労働省ホームページで確認ください。



厚生労働省
ホームページ
「令和3年9月1日
から労災保険の
対象が広がりました」

事業報告

(R5.11.1~R5.11.30)

- ◎入退会者数 入会：35名 退会：21名
- ◎青色共済
 - 入院見舞金 10件 286,000円
 - 特別弔意金 2件 70,000円
 - 傘寿祝金 3件 250,000円
- ◎東京青色傷害保険 8件 1,458,600円 (10月実績)
- ◎小規模企業共済 死亡請求2件
- ◎来局者数
 - 記帳サポート関連 261名
 - 共済・保険関連 38名
 - 旅行関連(紀州鉄道・マジレミアムリゾート) 1名
 - その他(物品購入・他団体) 24名

口座振替ごよみ

- 1/9(火) 簡易保険・月払 青色共済年金 経理事務代行料(A)* セコム警備料
- 1/18(木) 小規模企業共済
- 1/29(月) アフラックがん保険
- ※記帳について (A) (所得税) 経費計上可 (消費税) 課税

納税ごよみ

- 1/4(木) 消費税(個人事業者)の確定申告受付開始 [国税]
- 1/22(月) 源泉所得税(納期の特例分)の納税期限 [国税]
- 1/31(水) 固定資産税の償却資産、住宅用地の申告期限 [都税]
- 特別区民税・都民税 第4期分の納税期限と給与支払報告書の提出期限 [区税]

オリジナルカレンダー 協賛会社ご紹介

- 毎年ご好評いただいておりますオリジナルカレンダー。協賛会社のご協力により今年もお届けできました。ぜひ、ご利用ください。
- 【協賛会社(順不同)】
- ・東急リパブル(株)
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- ・旭化成ホームズ(株)
- ・(株)ジョブカン会計
- ・大和ハウス工業(株)
- ・パナソニックホームズ(株)
- ・パナソニックリフォーム(株)
- ・パナソニックホームズ不動産(株)

区外へ移転しても、めぐろ会は継続できます 月額会費1,000円は都内会で最安です